

## 第 38 回リビエラ逗子マリーナヨットレース感染症対策規定 2020

乗員は以下の全てを満たしていること。

1. 乗員登録リストに掲げられている項目全てが記入済であること。
2. 以下の環境確認および健康確認を確実に実施し、出艇申告書に全項目が記入済みであること。
  - 2-1. 環境確認  
レース前 14 日以内に以下の事項に該当していること。
    - ア) 新型コロナウイルス感染症陽性とされた方との濃厚接触がない。
    - イ) 同居の家族や身近な知人で感染が疑われる方がいない。
    - ウ) 政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航または当該在住者との濃厚接触がない。
  - 2-2. 健康確認
    - a). レース前 14 日以内に以下の事項に該当していること。
      - ア) 平熱を超える発熱がない。
      - イ) 咳（せき）、のどの痛みなどの風邪の症状、嗅覚や味覚の異常がない。
      - ウ) 体が重く感じる（だるさ、倦怠感）、疲れやすい、息苦しい（呼吸困難）等がない。
    - b). レース当日に体調、体温を確認し。
      - ア) 2-2. a). の 3 項目を含め、体調に異常がない。
      - イ) 体温の検温を行い、平熱を超える発熱がない。計測した体温を記入すること。

乗員登録リストおよび出艇申告書はレースのみに使用される。ただし感染症経路調査のため、行政から参加者情報の提供依頼があった場合は、該当する艇の情報を行政に伝達する場合があります。

以上

### 【リビエラ逗子マリーナヨットレース参加者への注意とお願い】

- ・各艇においては、各乗員の緊急連絡先（乗員の家族など）リストを作成しておくこと。
- ・感染症対策規定の項目にかかわらず、体調に異変を感じる場合は自主的に参加を見合わせてください。
- ・感染症対策規定以外にも、レース参加のための移動中や宿泊施設などの陸上においても感染症対策に留意すること。
- ・レース終了後 14 日以内に乗員に新型コロナウイルス感染症陽性とされた方があった場合は、レース事務局に連絡を入れること。
- ・レース開催にあたって、日本セーリング連盟の「セーリング競技に関わる大会等再開時のガイドライン（2020. 6. 10 版）」に沿って上記の感染症対策規定を定めた。
- ・感染症対策に関しては、各関係官庁やおよび日本スポーツ協会、日本セーリング連盟などから公開されている。全ての情報は随時更新されるので、常に最新情報を入手するように心がけること。
- ・本大会は、新型コロナウイルスに対するワクチンや治療薬がまだない状況（レース公示公開時）で開催されることを忘れないこと。